

## 残土

### 1. 予 測

- 一 予測地域  
対象事業実施区域

予測地域については、基本的に対象事業を実施する区域とする。

- 二 予測の基本的な手法  
残土の搬出量、その他の環境への負荷の量の程度の把握

対象事業に係る工事の実施に伴い発生する土砂等（以下、「発生土」という。）のうち、区域外に搬出する土砂等（以下、「残土」という。）の量を把握する。

発生土及び残土の把握は、対象事業に係る工事の実施に伴い、区域内で発生する発生土の量を把握し、区域内で行う環境保全措置により発生土の量の抑制（減量化）、有効利用（再利用）の量及び残土の量等を把握する。

残土のうち対象事業を実施する区域外で工事間の利用等による環境保全措置により、再利用する量を把握し、最終的に処分する残土の量、その他の環境への負荷の量の程度を把握する。

切土・盛土、浚渫、仮設工事及び基礎工事等に伴う発生土の量の予測は、設計図書、地盤調査、施工方法などを参考に予測する。

また、発生土及び残土の量は、以下の内容等を検討し予測する。

- (1) 企画設計段階、施工計画段階及び施工段階の各段階において、工事の実施時の発生土の発生抑制のための工法の検討
- (2) 区域内からの発生土について区域内で自ら利用するなど再利用を考慮した設計の検討
- (3) 残土の再利用を図るための工事間利用の検討及び工事間利用のための情報収集、情報提供等の検討
- (4) 最終的に処分する残土の適正処分の検討
- (5) 発生土及び残土の量の抑制、再利用及び適正処分の検討
- (6) その他の環境への負荷の量の程度の検討

- 三 予測対象時期等  
工事期間

工事開始から工事終了に至る全期間

### 2. 評 価

残土の搬出量が事業者により実施可能な範囲内でできる限り抑制されているかどうかを検討する手法

- (1) 環境保全措置の実施の方法

環境保全措置の実施の方法の検討は、最終的に処分する残土の量の抑制を主体に検討することとし、原則として発生土の量の抑制の手法、発生土及び残土の再利用の手法及び処分が必要となった残土の適正な処理の手法、その他の環境への負荷の量の程度について、各手法毎に複数案を比較検討し、事業者の見解をとりまとめることにより行う。

手法の検討の手順は、第1次的に発生土の量を極力抑制する手法を検討し、次に発生土及び残土の再利用の手法を検討し、最終的に処分せざるを得ない残土について適正な処分の手法、その他の環境への負荷の量の程度を検討する。

(2) 環境保全措置の効果

環境保全措置の実施による工事の実施に伴う発生土の排出抑制効果を検討する。

発生土及び残土の適正な処理の効果は、事業者が行う環境保全措置に係る減量化、再利用の余地の有無、エネルギー消費・排ガス・排水等への影響、事業者が実施できなかった対策及びその理由等を含めて総合的に検討する。